

意見書案一覧

- 1 福知山駐屯地射撃場における米軍実弾訓練計画の中止を求める意見書 [共]
- 2 沖縄県東村高江ヘリパッド建設の中止等を求める意見書 [共]
- 3 原発再稼働、老朽原発の運転延長の中止を求める意見書 [共]
- 4 私学教育の振興に関する意見書 [自、民、公]
- 5 高すぎる学費の引き下げと、給付制奨学金の創設等を求める意見書 [共]
- 6 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書 [自、民、公]
- 7 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書 [自、民、公]
- 8 北陸新幹線「延伸」の中止を求める意見書 [共]
- 9 有害鳥獣対策の推進を求める意見書 [自、民、公]
- 10 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書 [自、民、公]
- 11 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）承認に関する意見書 [民]
- 12 TPP協定の批准に反対する意見書 [共]
- 13 労働法制の大改悪に反対する意見書 [共]

意見書案第 号

福知山駐屯地射撃場における米軍実弾訓練計画の中止を求める意見書

京都府京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地に所属する米軍人・軍属による実弾訓練のため、福知山市の陸上自衛隊基地福知山駐屯地の射撃場を共同使用する計画が、防衛省から京都府に伝えられている。米軍が自衛隊施設を使用する場合には、日米合同委員会で「共同使用施設」に指定し、閣議決定することが必要であり、防衛省はすでにそのために必要な調整を行っていることが判明している。

これを認めることになれば、今後、自衛隊基地を米軍が自由に使用できるという際限のない日米軍事協力の拡大につながり、府民の安心・安全を脅かすことから、到底認めるわけにはいかない。

しかも、福知山自衛隊駐屯地の射撃場自体も、すぐそばに民間の事業所や農地、民家が存在し、過去にも銃の誤射や流れ弾が飛んできた事故が起こっており、新たな訓練計画に住民の不安が広がっている。

ついては、国におかれては、米軍の自衛隊福知山駐屯地における射撃訓練計画を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 高 | 市 | 早 | 苗 | 殿 |
| 外務大臣 | 岸 | 田 | 文 | 雄 | 殿 |
| 防衛大臣 | 稲 | 田 | 朋 | 美 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 | | 義 | 偉 | 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第 号

沖縄県東村高江ヘリパッド建設の中止等を求める意見書

安倍晋三首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で、沖縄県東村高江に垂直離着陸機オスプレイが使う米軍ヘリパッド建設について、年内にも完成させる考えを示した。

参院選をはじめ、度重なる選挙で示された「基地はいらない」という「オール沖縄」の民意や当面の基地建設中止を求めた司法判断も無視し、参議院選挙直後の7月11日早朝には、人口160人の高江集落に機動隊を含む1,000名もの警察官を動員し、住民の抗議を力づくで押さえつけ、米軍北部訓練場内に資材を搬入し、着工を強行したことは重大である。

高江ヘリパッドは名護市辺野古の米軍新基地建設と一体の基地機能の強化であり、首相のいう「基地負担軽減」からは程遠いものである。

沖縄県民の民意は、すでに辺野古新基地建設反対にとどまらず、高江のヘリパッドを含め米海兵隊の撤退にまで高まっているのであり、政府はこの声に応えるべきである。

ついでに、国におかれては、反対住民の弾圧をやめ、ヘリパッド建設を中止するとともに、普天間基地の無条件撤去を米国に求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|--------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 総務大臣 | 高 市 早 苗 殿 |
| 外務大臣 | 岸 田 文 雄 殿 |
| 防衛大臣 | 稲 田 朋 美 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第 号

原発再稼働、老朽原発の運転延長の中止を求める意見書

福島第一原発事故から5年半を過ぎても、原発事故は収束していないにもかかわらず、原発の再稼働と輸出に、しゃにむに突き進む安倍内閣のもとで、九州電力川内原発に続いて、四国電力伊方原発の再稼働が強行された。しかし、原発再稼働に反対し、原発ゼロを求める国民の世論と運動は、全国各地で、さらに大きく広がっている。

高浜原発3、4号機の運転停止を命じた大津地裁の仮処分決定では、福島第一原発事故の経験に照らして、「過酷事故を経た現時点においては、避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」と述べ、避難計画を検証しない新規制基準は問題だと、厳しく指摘したが、8月末に初めて行われた広域避難訓練では、参加した住民から、避難計画の実効性に疑問の声が相次いでいる。さらに、今年の夏は、2011年に大震災が起きてから初めて、政府が「節電要請」をしない夏となったが、節電の普及や再生可能エネルギーの利用拡大で、全国ほとんどの原発が停止していても、電力不足が起きなくなっている。

原子力規制委員会は、運転開始から40年を超える老朽原発の運転延長を次々と認めている。福島原発事故後に原発運転を開始から原則40年と制限したのは、老朽化した原発では機器の老朽化や原子炉の壁が放射線にさらされることなどで事故が起きやすくなるためである。原子力規制委員会は、運転延長に耐えられるか審査することになっているが、新たな対策には費用も時間もかかるからと、ケーブルなどの交換は間に合わせて済ませ、重要設備の耐震性などの確認は先送りしたまま「適合」と判断している。これは、40年廃炉の原則さえなし崩しにし、新たな原発神話のもと、際限のない再稼働を認めるものであり、断じて許されない。

ついては、国におかれては、すべての原発の再稼働と老朽原発の稼働延長を中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|------------------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 経済産業大臣 | 世 耕 弘 成 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（原子力防災） | 山 本 公 一 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |
| 資源エネルギー庁長官 | 日 下 部 聡 殿 |
| 原子力規制委員会委員長 | 田 中 俊 一 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

私学教育の振興に関する意見書

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

現在、我が国ではグローバル人材育成への対応と、教育におけるICT（情報通信技術）化の推進の観点から、「新しい教育」の展開に向け、様々な教育改革が進められている。

しかしながら、私立学校が国の主導する「新しい教育」に対応するには、身を切るような経営努力と保護者の経済的負担の軽減に努力してきた現下の厳しい状況の中では、自ずと限界があり、残された手立ては授業料の増額によるほかなく、これでは公私間の負担格差の拡大に繋がる懸念される。

また、子どもたちの安心、安全は国の責務として、東日本大震災及び熊本地震の教訓から、学校施設の耐震化は急務であり、私立学校の耐震化の促進にさらなる支援が必要である。

我が国の将来を担う子どもたちの学校選択の自由を実質的に保障し、国の主導する「新しい教育」に、公教育機関である私立学校が対応するためには、公立に比べてはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の拡充が必要不可欠である。

ついでに、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 高 | 市 | 早 | 苗 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 松 | 野 | 博 | 一 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 | | 義 | 偉 | 殿 |

京都府議会議長 植田喜裕

意見書案第 号

高すぎる学費の引き下げと、給付制奨学金の創設等を求める意見書

日本の学費は世界的に見ても高額であり、国立大学の授業料は年平均 53 万円、私立大学は 86 万円にも上るうえ、各国が導入している給付制奨学金もないという特異な状況である。そのため、貸与型奨学金の返済額は平均 300 万円、大学院まで進学すると 1,000 万円になる場合もあり、憲法が保障する教育の機会均等が侵され、高い学費と奨学金という借金が新たな貧困を生み出す事態となっている。

こうした中、学生たちが自ら声を挙げ、学費値下げと給付制奨学金の創設を求める運動が起こり、大きな世論となり、政府はようやく給付制奨学金の制度内容を決めることを閣議決定した。

ところが、先日明らかにされた中間報告によると、対象者を限られた低所得層に厳しく限定するなど、「家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが進学できる」という理念から大きく後退する方向が表れつつある。多くの OECD 諸国では、大学の学費が無償かごくわずかであり、かつ給付制奨学金が年間数十万円支給されており、わが国においても早急な対策が求められている。

ついては、国におかれては、次の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 教育予算を増やして、大学の学費を引き下げること。国立大学の運営費交付金の削減をやめること。
- 2 速やかに給付制奨学金を創設し、安心して大学で学べるようにすること。
- 3 貸与型奨学金については、全て無利子にすること。
- 4 既卒者の奨学金返還免除制度を早急に拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 日

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 松 | 野 | 博 | 一 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 | | 義 | 偉 | 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第 号

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は132万人と、2016年度の大学生らの約4割が貸与を受けている一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、経済協力開発機構（OECD）に加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

ついては、国におかれては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、次の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|--------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 文部科学大臣 | 松 野 博 一 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要である。

については、国におかれては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、次の項目について強く要望する。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、その指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 日

| | |
|--------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 文部科学大臣 | 松 野 博 一 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

北陸新幹線「延伸」の中止を求める意見書

安倍首相が補正予算で示した大型経済対策は、リニア中央新幹線の開業前倒しへの支援や整備新幹線の建設を加速するなど大型開発が目白押しであり、国民に新たな財政負担をもたらすものである。

北陸新幹線の京都を経由する「延伸」計画について、与党推進チーム等は、「東京一極集中」に対抗する「関西メガリージョン」構想の必要性を強調し、地域が活性化するかのように語っているが、京都府と沿線自治体への財政負担が巨額なものとなることは明らかである。

さらに、整備新幹線着工の条件として、並行在来線をJRから経営分離することが「政府与党合意」の前提となっており、第三セクター化によって、路線が縮小・廃止されれば、沿線地域の生活基盤に大きな打撃を与え、運賃値上げ等による地域住民の「通学・通勤の足」や暮らしに大きな影響がでることになる。

ついては、国におかれては、府民にはなんら説明されず、「新幹線建設ありき」で進められている北陸新幹線の「延伸」を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|----------------------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 総務大臣 | 高 市 早 苗 殿 |
| 国土交通大臣 | 石 井 啓 一 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） | 山 本 幸 三 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移している。有害鳥獣による被害により、国内農業従事者が事業を継続する上において、深刻な事態を招いている。また、クマなどの大型動物によって、人が危害を加えられる事件なども頻発している。

財産のみならず、人の安全を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理に係る負担や駆除が追いつかないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況がある。

については、国におかれては、有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用及び地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、次の項目について強く要望する。

記

- 1 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の安全を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
- 2 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
- 3 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
- 4 国内各地域に、広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
- 5 ジビエとして積極的に活用し、「6次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 高 | 市 | 早 | 苗 | 殿 |
| 農林水産大臣 | 山 | 本 | 有 | 二 | 殿 |
| 経済産業大臣 | 世 | 耕 | 弘 | 成 | 殿 |
| 環境大臣 | 山 | 本 | 公 | 一 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 | | 義 | 偉 | 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ、一人ひとりの活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。現在、この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状である。

今後、急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに、個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく、正規・非正規を問わず、社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が、ますます重要になっている。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施出来るかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。

については、国におかれては、日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために、次の事項について躊躇なく取り組むことを求める。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正及び両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて、関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや、処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|-------------------------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 経済産業大臣 | 世 耕 弘 成 殿 |
| 厚生労働大臣 | 塩 崎 恭 久 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画） | 加 藤 勝 信 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）承認に関する意見書

わが国は、貿易立国として現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくために、アジア太平洋地域内において高いレベルの経済連携を推進するとともに、アジア太平洋地域外の主要な貿易パートナーとの間の経済連携も推進し、世界の貿易投資の促進に主導的な役割を果たす必要がある。

しかし、経済連携を進めるにあたっては、国内の農林水産業、関連産業及び地域経済に甚大な影響を及ぼす可能性もあることから、どのような影響が生じるのか、慎重を期して交渉にあたる必要がある。

そのため、2013年4月、衆参農林水産委員会は、政府に対し、農産物重要5項目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするなどを決議した。しかし、合意内容によれば、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の農産物重要5項目においても、関税を撤廃したことがない586品目のうち、174品目で関税が撤廃される結果となり、まさに「守るべきものが守りきれていない」状況となっている。

また、TPP交渉により収集した情報について、国民への十分な情報提供を行うことを決議し、国会においても再三情報の公開を求めてきたにも関わらず、交渉過程において、協議に関する情報は全く公開されていない。そして、最重視すべき自動車分野においては、早々に米国との二国間協議に応じ、乗用車で発効後15年目からの関税撤廃となるなど、日本が確保すべき利益が確保されていない状況である。

さらに、9月22日には輸入米に関する売買入札で輸入業者が実際より価格を高く見せかけていた可能性があることが判明し、同26日には、政府が国会に提出しているTPP協定の承認案・関連法案に関し、協定文書の相手国の企業を自国企業と同等に扱う「内国民待遇」の部分やTPP域内からどれくらい調達すれば関税撤廃の対象とするかを定める「原産地規則」について、条文の一部欠落や誤訳、表記のミスがTPP協定に3か所、付属文章などに15か所の、合わせて18か所もの誤りがあったことが判明している。

ついては、国におかれては、拙速な審議や採決の強行を進めることなく、誤ったTPP協定承認案を撤回し、正しい承認案で審議することを、次のとおり強く要望する。

記

- 1 TPP承認案提出の前に、国産米より安い価格で輸入米が流通していたとされる問題、いわゆる売買同時入札（SBS）米の不透明な取引があった問題の実態を究明し、真相を公表すること。
- 2 条文の一部欠落など18か所の誤りが判明したTPP協定の承認案・関連法案を撤回し、正しい承認案で審議すること。
- 3 TPP交渉により収集した情報について、国民に十分な情報提供を行うとともに、国内の農林水産業、関連産業及び地域経済など、幅広い観点からその影響を精査し、徹底した国民的議論を行い国民の不安を払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 高 | 市 | 早 | 苗 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 塩 | 崎 | 恭 | 久 | 殿 |
| 農林水産大臣 | 山 | 本 | 有 | 三 | 殿 |
| 経済産業大臣 | 世 | 耕 | 弘 | 成 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 | | 義 | 偉 | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） | 松 | 本 | 純 | | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） | 石 | 原 | 伸 | 晃 | 殿 |

京都府議会議長 植田喜裕

TPP協定の批准に反対する意見書

安倍首相は、所信表明演説で、TPPの早期発効が「大きなチャンス」となると言及するなど、今臨時国会での批准を強行しようとしている。

そもそもTPPは、農業分野はもちろん、中小企業など商工業分野などに重大な影響を与える。そして国民皆保険制度の破壊、医薬品の高騰などが懸念され、さらにISDS条項やラチェット条項も盛り込まれるなど、国民のいのち・暮らしの全面にわたっての影響、国民主権の侵害などの重大な問題を抱えるものであり、強行は許されない。

しかし、政府は国民の不安の声に対して「対策を打てば大丈夫」と繰り返すばかりで、交渉過程も一切明らかにせず、不安は全く払拭されていない。さらに、対策の有効性の根拠としてきた輸入米（SBS米）の価格において、偽装が明らかとなり、政府が発表してきた対策や影響試算は根底から崩れてしまっている。

TPP批准に固執する安倍首相の異常な姿勢の背景には、経団連会長が「最大の焦点」の一つとしてTPPを挙げ、最優先での審議を求めたように、財界の思惑があるのは明らかである。財界言いなりで、国民のいのち・暮らしや、主権を投げ捨てるようなことは絶対に許されない。

ついては、国におかれては、TPP協定批准の姿勢を改め、TPP協定を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|------------------------|-----------|
| 衆議院議長 | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長 | 伊 達 忠 一 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 殿 |
| 財務大臣 | 麻 生 太 郎 殿 |
| 総務大臣 | 高 市 早 苗 殿 |
| 厚生労働大臣 | 塩 崎 恭 久 殿 |
| 農林水産大臣 | 山 本 有 二 殿 |
| 経済産業大臣 | 世 耕 弘 成 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 義 偉 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全防災） | 松 本 純 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） | 石 原 伸 晃 殿 |

京都府議会議長 植 田 喜 裕

労働法制の大改悪に反対する意見書

安倍首相は、「働き方改革」の名の下に、「長時間労働の是正」「同一労働同一賃金」に取り組むとしている。しかし、臨時国会で成立を狙っているのは、過労死や長時間労働を深刻にする「残業代ゼロ」を含む労働基準法の大改悪である。

「残業代ゼロ」は、労働時間規制が一切適用されない「高度プロフェッショナル」という労働制度をつくる労働基準法の大改悪案である。管理職になる一步手前の「高度専門職」(年収1,075万円以上)が対象で、労働時間という概念がなくなり、残業代も、深夜・休日出勤手当も出ない無制限の労働が可能になる。一方経営者は、労働時間を管理する責任もなく、労働者が長時間労働で体を壊したり、「過労死」したりしても労働者の自己責任となる。まさに「残業代ゼロ・過労死促進法案」と呼ぶのにふさわしい悪法である。しかも、経団連では「高度専門職」の職務要件や年収を引き下げ、労働者全体の10%に適用することを狙っている。

あわせて今回の改悪案には、企画業務型裁量労働制の適用業務の緩和が含まれている。これは、労使が合意した時間を労働時間と「みなす」制度で、合意した時間以上働いても残業代は払われない。仕事の裁量がない営業職に導入すれば、適用者があいまいになり、ノルマ達成のため長時間労働に追いやられる労働者が激増することは火を見るよりも明らかである。

「働き方改革」や「長時間労働の是正」を言うならば、こうした労働法制の大改悪は撤回し、青天井の長時間労働を可能にしている「36協定」に上限を設ける労働基準法の改正こそ必要である。

ついては、国におかれては、労働法制の大改悪は撤回し、長時間労働の抜本的な是正に向けた労働基準法の改正を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

| | |
|-------------------------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森殿 |
| 参議院議長 | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 厚生労働大臣 | 塩崎恭久殿 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉殿 |
| 内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画) | 加藤勝信殿 |

京都府議会議長 植田喜裕